



アスモ新聞はアスモのホームページ [www.asumo-kaigo.jp](http://www.asumo-kaigo.jp)からもご覧になれます。上記のアドレスか【在宅介護センター・アスモ】で検索してください。  
「人に喜ばれる仕事を！」のアスモは、みなさまとの新たな出会いをお待ちしております。



代表取締役 花堂浩一

「自分が人生の主役。そして観客は神と自分」  
自分が人生の主役。そして観客は神と自分。人生は、一つのドラマであり、劇でしょう。自分が脚本を書き、そして、それを演ずる。その劇には、多くの人が現れては、消えていくかもしれません。親も兄弟も、あるいは、友も、いつか劇から、立ち去るかもしれません。しかし、最後まで、あなたと一緒に、あなたに必ず寄り添ってくれる人がいます。それは、あなたの心なのです。

仏教で、こういう話を聞いたことがあります。あるお金持ちには、家に3人の女性がいました。一番可愛がった女性には、ありとあらゆる宝石も服も与えていました。そして、二人目の女性にも、それほどではないにしても、いつも声をかけ、気にかけていました。三人目の女性にはいつも、ひどい扱いはかりして、その人の言うことには、全然耳をかきませんでした。



ある日、その人が旅にでることになりました。一番大切にしていた女性にそれを告げると、その人は、ではこれで終りねと冷たい態度でした。二人目の女性は、家を出るところまで送ってくれました。そして、一番つらくあたっていた女性は、旅におとします。」と返ってくれました。そこで、初めて、誰が一番大切にすべきかわかったのに、今まで自分は一番大切な人に対して、一番つらくあたっていたと、初めて思い知ることとなりました。もう遅いのですが。

「この話で、旅」とはその人の死です。最初の、一番大切にしていた女性とは、財産とか地位、名誉のことです。二番目の女性は、友人や家族です。しかし、そういう人達も、門までしかその人を見送れません。いつも一緒にいてくれるのは、自分の心なのです。でも、それを、大切にしていなかったという物語です。心は、いつも呼びかけています。



今日、「紹介させていただいたお話は、私が大変尊敬申し上げている方に、元経済産業省出身で伝説の官僚といわれた檜木俊秀氏という方がいます。檜木氏が「縁のある人に定期的にメールを配信しており、頂いたメールの一部です。」

劇にでてくる、多くの人がいても、いつも観客は、大いなるもの、それを神と呼んでも、仏と呼んでも、それは自由です。宇宙にある無限の力です。そして、自分の心です。観客はその二人だけだと思ってくたさい。

私たちのお仕事は、決して自立つお仕事でもなく高額な報酬を得られるといった事業でもありません。ただ誰もがいつか訪れる老いというもの正面から考え、お仕事ではあります。私たちにできることを高齢化社会の中で精一杯していこうという活動に他なりません。

自分を一番大切に思ってくれている存在、それが自分の心であるならば、私たちがお仕事は自分の心をどこまでも大きくしてあげる、素晴らしいお仕事なのだ誇りをもって活動していきたくものです。すべての皆さんが自分の心に寄り添い大切な存在に気づかれることを願っています。



### 施設での暮らし

こんにちは。相談員の佐藤です！今回は、前回の「生活リハビリ」のリハビリ部分について、もう少し詳しいお話をさせていただきます。



- 7:00 起床  
着替えなどの身支度の介助
- 7:30 朝食  
ベッドから車椅子に移乗してリビングで食事
- 9:00 リビング  
体操・談笑  
その後、リビングから居室へ車椅子からベッドに移乗
- 12:00 昼食  
ベッドから車椅子に移乗してリビングで食事
- 13:30 入浴週2回  
入浴介助
- 14:00 レクリエーション・おやつ  
音楽セラピー・外気浴等  
その後、リビングから居室へ車椅子からベッドに移乗
- 18:00 夕食  
ベッドから車椅子に移乗してリビングで食事
- 20:30 就寝準備  
着替えなどの身支度の就寝介助

歩行が可能な方は、リビングまで歩くだけでも歩行のリハビリになりますね！廊下などの各所には手すりが備え付けられています！



スタッフによる体を動かす集団体操や、食事の前に唾液の分泌を促して食事を飲み込みやすくする口腔体操などを行っています！



入居者さまの状態に合わせた食形態で提供し、しっかりと咀嚼、飲み込みができるよう介助します！また、1日のお食事だけでも最低4往復も移動することになります！



ボランティアさんや講師の方を招いて、音楽療法やフラワーアレンジメントなど、手先のリハビリ（作業療法）になるようなレクリエーションも催されています！



【1日の合計】・介助の回数：11回  
・ベッドから離れた回数：4回

平成27年1月から、相続税および贈与税のルールが大幅に変わり、課税対象となる方々が増える見込みです。当社にもいくつかお問合せがあったことで、専門家のご意見をお聞きし共に勉強していきたいと思い、先月号の紙面より「暮らしと相続の相談窓口」を運営されている司法書士門脇法務事務所の門脇紀彦先生に記事連載のお願いをいたしました。

Q.生前母の介護に10年以上費やしてきました。ところが母が亡くなったら、何もしていない兄が法定相続分(2分の1)を主張してきました。私の10年間の苦労は考慮されないのでしょうか？

A. 近年、介護の期間はとても長くなり、精神的・経済的な負担が増えています。そして、介護をした人の貢献度をどう反映するか。介護を受けた方が寿命をまっとうした後、遺産分割をする際に問題となります。

法律には「寄与分」という規定があります。それによると、亡くなった方の財産の維持や増加に「特別の寄与」をした場合は、その分を考慮して良いことになっています。つまりその分相続分が少し増えるということです。ところが療養看護については、この「特別の寄与」として認められるには高いハードルがあります。例えば、毎日病院にお見舞いに行き身の回りの世話をする程度では足りないのです。普通なら付添人を雇わなければいけないような場合に、相続人が付き添って看病したために出費が免れたという程度のもが必要になってしまいます。つまり金額算定できなければなかなか認められないのです。

今の民法ですと、介護をしてもなかなかその貢献度は遺産分割には反映されません。相続のために介護をしている方は少ないと思いますが、それでも実際に介護をしている人にとって評価されないことは非常につらいですね。このままでは日本は介護を放棄する社会になってしまいます。

そのために私たちの事務所では、早い段階から様々な手法で介護の貢献に少しでも報いて差し上げられるようなお手伝いをしております。例えば感謝を込めてのエンディングノートの作成のお手伝いも一つの手法です。「お金のために介護をしているわけではない。親孝行のためだ」という方も多いのですが、大変な思いをされている方の気持ちとそれを後世に伝えていくことを大切にしていきたいと考えています。

ご相続の準備や成年後見制度についてのお問い合わせはこちらにご連絡ください。「アスモさんの紹介で」と言っていただくとご相談は無料になります。



東京都世田谷区祖師谷3丁目4番7号  
伊地智ビル1階

「暮らしと相続の相談窓口」  
司法書士門脇法務事務所  
電話03-5429-1096



**アスモ勉強会の「報告」**

平成27年4月11日(土)18時から商工会館にて  
埼玉森林病院「内科医の笹岡大史様を講師に迎え、  
利用者様の体調の変化・見極め方と対処方法」というタイトルで講演をしていただきました。

ヘルパーの皆さまがケアに入った時、「ご利用者様がなんとなく元気がない」、なんとなく様子がおかしい、など、普段と違う症状がみられたら早めに医療につなげる見極めが重要だということを学びました。なんとなくの陰には「脳梗塞」「脳出血」「肺炎」「脱水」「熱中症」などの病気が隠れていることもあります。笹岡先生のたくさんの体験談をもとに、事例を通して分かりやすく楽しく教えていただき、有意義な勉強会となりました。

最後に記念写真を撮り終了いたしました。

あおば・倉島様、東中野居宅介護支援事業所・和久様  
桃二高齢者在宅サービスセンター・前田様、お忙しい中でのご参加  
ありがとうございました。

参加してくださったヘルパーの皆さんお疲れさまでした。  
(たんぽぽ介護所長 村岡志づ江)

